

非課税の範囲(東御市の場合)
令和3年度～

市税条例24条2(個人市民税の非課税の範囲)		
均等割がかからない人(合計所得38万円以下)		
28万円×(※控除対象配偶者及び扶養親族の数+1)+268,000円		
※同一生計配偶者、配偶者特別控除は含まない		
合計所得		給与収入の場合
扶養 0人	380,000円以下	930,000円以下
扶養 1人	828,000円以下	1,378,000円以下
扶養 2人	1,108,000円以下	1,680,000円以下
扶養 3人	1,388,000円以下	
扶養 4人	1,668,000円以下	
扶養 5人	1,948,000円以下	
扶養 6人	2,228,000円以下	
扶養 7人	2,508,000円以下	
扶養 8人	2,788,000円以下	
扶養 9人	3,068,000円以下	
扶養 10人	3,348,000円以下	

※均等割・所得割が両方かからない人
・生活保護法によって生活扶助を受けている人
・障害者、未成年、寡婦、ひとり親で合計所得135万以下
(給与収入に直すと、204万4千円未満)

地方税法附則第3条3(所得割の非課税の範囲)		
所得割がかからない人(総所得金額等45万円以下)		
35万円×(控除対象配偶者及び扶養親族の数+1)+420,000円		
総所得金額等		給与収入の場合
扶養 0人	450,000円以下	1,000,000円以下
扶養 1人	1,120,000円以下	1,703,000円以下
扶養 2人	1,470,000円以下	2,215,000円以下
扶養 3人	1,820,000円以下	2,714,000円以下
扶養 4人	2,170,000円以下	3,214,000円以下
扶養 5人	2,520,000円以下	
扶養 6人	2,870,000円以下	
扶養 7人	3,220,000円以下	
扶養 8人	3,570,000円以下	
扶養 9人	3,920,000円以下	
扶養 10人	4,270,000円以下	

総所得金額等
⇒合計所得金額から、純損失または雑損失等の繰越控除を適用した後の
すべての合計所得